

# 平成21年度長崎県食品ウォッチャー第2回活動報告について

消費者を「長崎県食品ウォッチャー」として委嘱し、食品表示等に関して不適正な食品の情報提供を受け、改善していく制度をおこなっていますが、平成21年度第2回目の報告等による活動内容を取りまとめましたのでお知らせします。

## 記

### 1 食品ウォッチャーの委嘱数

県内 204名（女性：192名、男性：12名） H21年5月1日委嘱時

### 2 活動内容

日常の買い物活動の中で食品表示等に関する監視活動を行い、問題があった場合に  
情報提供  
監視活動の結果について定期的な報告（年3回）  
県が開催する「食品ウォッチャー研修会」（年2回）への参加

### 3 活動結果

#### 食品表示等に関する情報提供内容

件数23件（平成21年10月29日～平成22年1月31日）  
（累計67件）

食品分類					情報区分					結果		
食肉・卵	水産物	野菜 米・果物	加工品	その他	表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	調査・指導	処理中	問題なし
2 (4)	0 (5)	2 (10)	19 (47)	0 (1)	20 (59)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	3 (7)	20 (54)	1 (1)	2 (12)

( )内は5月以降の累計数

#### 第2回定期報告の概要（1月31日現在）

調査期間	平成21年9月～11月30日
調査店舗数	延べ11,510店舗 (累計 24,754店舗)
調査食品数	延べ62,446点(生鮮食品37,928、加工食品24,518) (累計 131,556点)

## 4 主な情報提供及び対応内容

疑問点	対応・処理内容
<p>消費期限として期限表示が記載されてあったが、購入した日から数えてもあと25日以上あったため、賞味期限とすべきではないか。</p>	<p>調査の結果、表示責任者は賞味期限として表示していたつもりが、表示シールが消費期限となっていた。表示シールの改善を指導し、他の商品についても確認を行い、不適正表示があれば、合わせて改善するよう指導しました。</p>
<p>表示はされてあるが、もともとの表示をマジックで上書きしてあった。このような表示は不安を感じる。</p>	<p>表示内容は不備がなかったが、表示内容をこのような形で修正するのは、疑念をいだかれたり、消費者に不安を与えかねないため好ましくない。表示責任者は、打ち間違えたラベルを安易に修正してしまったとのことであったが、今後はこのような行為をしないよう注意喚起を行いました。</p>
<p>刺身に消費期限の記載はあったが、加工日の記載はいらぬのか。</p>	<p>現在の食品表示の制度では、期限表示は「消費期限」か「賞味期限」を記載することが義務づけられています。製造年月日や加工日は任意表示となっているため、表示がなくても違反ではありません。</p>
<p>一括表示の保存方法に「要冷蔵10以下」と記載された加工食品が常温で販売されていた。</p>	<p>調査に入った結果、報告どおりの状態で販売されているのを確認した。販売店に対し、製造者が定めた保存基準を守って販売を行うよう指導しました。</p>
<p>賞味期限が「枠外記載」となっているが、どこにも見当たらない。</p>	<p>調査日当日も同じ商品が販売されていたが、枠外にシールで賞味期限の記載がされていた。報告があった商品は、販売時に賞味期限シールが剥がれてしまったものと思われるため、販売店に対して、シールが剥がれないようきちんと管理をするよう指導しました。</p>
<p>贈答品としていただいたケーキの保存方法がわかりにくかった。</p>	<p>一括表示の保存方法欄には、開封前の保存方法を記載しなければならないが、当該商品の保存方法は開封後の分も併せて記載されてあったため、開封後の保存方法は一括表示枠外に記載するよう指導しました。 (注：常温で保存すること以外に、その保存方法に関し留意すべき事項がないものは、保存方法を省略できます。)</p>